

令和5年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和5年12月19日 午前10時00分 開会
午後 7時45分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	岸田聖士

6. 会議録署名議員 3番 柴田三乃 4番 坂本剛司

7. 議事日程

日程第1 議第74号 葛城市職員定数条例の一部を改正することについて

- 日程第2 議第75号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第3 議第76号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第77号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第78号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第79号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第80号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第81号 葛城市技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第84号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第73号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第82号 葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第83号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第13 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について
- 日程第14 請願第2号 家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願について
- 日程第15 議第85号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第16 議第86号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第17 議第87号 令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第88号 令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第19 議第89号 令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第20 議第90号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議第91号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第92号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第93号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について

日程第24 議第94号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決
について

日程第25 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 議第90号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について

追加日程第2 議第91号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

追加日程第3 議第92号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて

追加日程第4 議第93号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について

追加日程第5 議第94号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の
議決について

追加日程第6 葛城市の水道水に関する調査特別委員会の設置について

追加日程第7 発議第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め
る意見書

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より追加議案として5議案が提出されましたので、各常任委員会における付託議案以外の調査案件等と合わせて、それらの取扱いについて、12月15日午前11時50分より議会運営委員会を開催いただき、議事日程、審議方法についてご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 それでは、市長より議第90号から議第94号までの5議案が追加議案として提出されたことを受けまして、その審議方法について、去る12月15日午前11時50分より議会運営委員会を開催し、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査と合わせまして慎重に協議しておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、観光事業に関する事項、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項、その3項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありました。

また、厚生文教常任委員会からは、ゴミ収集に関する事項、就学前児童の保育と教育に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の3項目を常任委員会の調査事項とし、審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対して閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、追加議案につきましては、日程第19までの議案等の採決終了後に、日程第20、議第90号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてを上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託します。

次に、日程第21、議第91号及び日程第22、議第92号の条例の一部改正2議案を一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託します。

次に、日程第23、議第93号及び日程第24、議第94号の補正予算2議案を一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、本定例会に設置されております予算特別委員会に付託します。議案が付託された後、本会議を休憩し、休憩中に厚生文教常任委員会と予算特別委員会を開催し、追加議案について審査をお願いいたします。そして、2つの委員会終了後、本会議を再開し、議第90号から議第94号までの5議案を議事日程に追加いたします。その後、

追加日程第1、議第90号から追加日程第3、議第92号の3議案を一括上程し、厚生文教常任委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、1議案ごとに討論、採決を行います。

次に、追加日程第4、議第93号及び追加日程第5、議第94号の2議案を一括上程し、予算特別委員長からの委員長報告、委員長報告に対する質疑の後、1議案ごとに討論、採決を行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

川村議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りいたします。

追加議案の審議につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重に審査いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたのでご報告いたします。

去る12月5日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました9議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について審査の概要をご報告いたします。

初めに、新庄庁舎改修事業についてであります。

理事者からは、新庄庁舎は、昭和62年に建築され36年が経過しており、現在に至るまで建物の抜本的な改修工事を実施しておらず、経年劣化による損傷等が発生し、老朽化が進行している。今年度、改修工事に係る設計業務を委託し、設計業務が完了した。改修工事費等については、今定例会の一般会計補正予算において、令和6年度までの債務負担行為として計上しているという報告があり、外壁改修等の事業の概略について、資料を用いて説明がありました。

委員からは、新設されるスロープが西側にあり、西側入り口は自動ドアではなく、段差もあるため、車椅子の方は自ら入ることができず、自動ドアがある北側入り口のところまで移動する必要がある。北側の駐車場に設置されている、おもいやり駐車場の近くにスロープを設置することはできないかという問いがあり、当初、おもいやり駐車場の近くにスロープを設置するということも検討したが、アスファルトの部分と玄関までは高低差があり、勾配や距離がかなり必要となることが分かり、設置は難しいと判断したという答弁がありました。

ほかの委員からも同様の質疑が続き、市長からは、駐車スペースが何台か減るかもしれないが、この場所に必要であれば、スロープの設置を検討したいという答弁がありました。

次に、市制施行20周年記念事業についてであります。

理事者からは、令和6年10月1日に市制施行20周年を迎えるに当たり、市のこれまでの歩みを振り返るとともに、輝かしい未来に向けての新しい出発を市民の皆様とともに祝い、盛り上げていくために、令和6年4月から令和7年9月の間、記念事業の実施を予定している。スケジュールとしては、令和6年10月1日前後の日程で開催する市制20周年記念式典を中心に、令和6年4月から令和6年9月までは20周年の機運醸成を図り、市民が数多く参加できるプレイベントを開催する。そして、令和6年10月から令和7年3月までは記念事業や毎年の定例行事などを実施するが、継続可能な事業については令和7年9月末まで実施する予定であるという報告がありました。

委員からは、市制20周年記念式典は、市誕生の10月1日より前ではなく、後に開催するほうが望ましいと考える。記念行事は、より多くの人に参加できるようにするため、今年は11月3日の文化の日に、ちゃんこコンテストを開催し大盛況であったように、10月1日に近い日程の開催ならよいのではないかという問いがあり、現在、開催日が決定しているイベントはなく、3月には様々なイベントの計画が固まり、議会に報告できると思う。全体スケジュールを見た中で適切な時期に開催したいと考えており、幅を持たせて10月1日前後と表記しているという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、プレイベントから機運を高め、20周年記念式典に向けて盛り上げていくことが大切だと思う。記念式典自体に人があまり来なかったということがないように、一番いい時期に開催する方向で考えていただきたいという意見がありました。

また、ほかの委員からは、公園まつりや市民体育祭など従来からある葛城市のイベントに加え、20周年記念事業を開催することになると、イベントをやり続けている中で職員がイベント疲れをしないか懸念する。職員の体制については十分に配慮していただきたいという意見がありました。

次に、DX推進に関する事項についてであります。

理事者からは、葛城市のDX推進計画策定状況について、資料を用いて説明がありました。葛城市のDX推進については、令和5年度中にDX基本条例を定め、DX推進計画を策定し、計画策定の前にアンケートを実施することになっており、現在は、DX推進基本条例案のパブリックコメントを実施中で、3月の議会に条例を上程する方向で調整している。また、DX推進計画についてのアンケート調査も行っており、アンケートの集計と反映とを踏まえ、計画の策定に向けて進んでいきたいと考えているという報告がありました。

委員からは、葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例（案）に登場する、デジタル情報を活用したまちづくりがイメージできないという意見があり、理事者からは、技術によるデジタル化を進めるというのではなく、情報を活用してまちづくりを推進することで市民に便利さや住みやすさを実感していただけることを目指すものであるという説明がありました。

理事者からの説明を受け、委員会では、この条例案で使用されるまちづくりという言葉の定義は、これまで議会で使用していたものとは異なっているという新しい発見があったとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、DX推進のための人材育成について、内部の人材を対象とした基本的なデジタル技術の習得、専門的な人材育成については考えられているが、外部の専門人材の登用がないのはなぜなのかという問いがあり、外部の人材については、必要ならば、国からの財源措置もあるので、今後検討していきたいという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、時限措置となるが、国からの財源をうまく活用してほしいという意見がありました。

最後に、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。

国鉄・坊城線整備事業については、令和6年4月の架道橋道路の開通に向けて予定どおり進んでおり、今回は尺土駅前周辺整備を中心に報告いただきました。

理事者からは、現在は、今年6月に契約したエレベーター工事に着手しており、仮設の防護壁、工事事務所等の設置を行い、エレベーターの基礎に係る工事を進めている。エレベーターの供用は令和6年10月頃を予定しており、エレベーター設置後、駅舎西側に新設した橋梁の取り合い工事を行い、その後、暫定型道路の設置工事を行っていく。エレベーター設置工事に伴い、駅舎側の歩道の通行止めを行っており、高田警察署との協議の結果、迂回路の数か所に看板、路面標示等を設置している。また、工事の作業中はガードマンを配置し、安全対策に努めていくという報告がありました。

委員からは、迂回路について、ガードマンが立っていない朝の早い時間帯は、車や歩行者に対して注意喚起など何か対策を考えているかという問いがあり、現在の計画では新たな対策は考えていないが、ロータリーとして考えているところを少し遠回りして入っていく方法なども考えられる。地元の方や学校とも相談して、どの方法がいいのか、安全を第一に考えた中で検討していきたいという答弁がありました。

この答弁を受けて、安全対策については十分に検討をお願いするという要望がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

14番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたのでご報告いたします。

去る12月5日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました3議案と請願2つ及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務に係る最高裁判所の決定についてであります。

理事者からは、令和3年4月に奈良地方裁判所に住民訴訟が提起されてから継続していた葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務に係る公金支出等差止控訴事件について、裁判官全員一致の意見で、本件を上告審として受理しないという旨の最高裁判所の決定調書を令和5年11月10日付で受理したという報告がありました。

委員からは、契約更新で当初からこの業務を受託された業者が別の業者が変わったことがこの件の始まりだったと思うが、受託業者が変わったことでサービスの面が低下しているということはあったか。また、契約更新で業者が変わると思うが、次の受託業者に対する指導の準備等を行っているかという問いがあり、たまに収集できていない箇所があり、再収集を行うということはあるが、市民から収集の態度が悪いなどのクレームなどの連絡はなく、特に問題はないと考えている。また、新しい業者になっても、契約書、仕様書に準じ業務を行っていただき、クリーンセンターの職員が確認、指導、観察を行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、水道事業に関する事項についてであります。

理事者からは、最初に、水道ビジョンの進捗状況についての報告がありました。次に、奈良県知事が交代した影響と、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の状況について報告があり、これまでに奈良県広域水道企業団設立準備協議会が2回開催され、第1回の協議会で知事が、県のシミュレーションについて見直しの甘さを指摘し、事業経営がより厳しくなった場合など複数の料金シミュレーションが必要ではないのか、計画を見直すためには事業開始が1年程度遅れてもいいのではないかなどの意見を出され、第2回の協議会では、検討の結果、経営統合より事業統合をしたほうが投資効果がよいことが分かったとし、事業統合など従来の枠組みに沿った検討を進める方針を表明された。その上で、水道料金の算定期間を5年から3年に短縮するなど新たな論点提示をされたほか、企業団への途中参加の道を開くための規則づくり、不参加団体への用水供給単価の決定なども新たな論点として検討を求められたとの説明がありました。

次に、本市のトリクロロ酢酸の水道水質基準の超過についての報告では、令和元年から令和5年までに実施した水質検査の結果では、合計5回、トリクロロ酢酸の数値が水道水質基準値を超えて検出されていた。トリクロロ酢酸は、水中に含まれるフミン質等の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成される物質であり、発生原因は、水温の上昇、原水の有機物の上昇、浄水の末端給水栓までの到達時間が長いことなどが重なったためと思われる。トリクロロ酢酸については、基準値を超えたことで即座に健康に影響を与えるものではないため、5回の基準値の超過を確認したいずれの場合も、原水と塩素の量の調整と滞留時間を短縮する対策により、直ちに再度検査をした結果、基準値以下であることを確認したため、摂取制限などの措置は行わなかった。トリクロロ酢酸の水質検査は年4回を基本とされているところ、新庄浄水場系については、令和2年度より、夏場に3回追加して行っている。また、遊離残留塩素については、基準を満たしていないことが3回発生していたが、いずれのときも、採水時に基準値を満たしていたことを確認しているので、採水から検査までの間に低下したと

考えられる。トリクロロ酢酸の水質基準値超過の件については、これまで、県域水道一体化調査特別委員会や市民説明会、市民報告会において、数値が高い状況にあることは示していたが、水質基準値を超過した採水日や検査結果については詳細な報告はしていなかったことについておわびする。今後はホームページに全ての検査結果を公表する。基準超過した場合においても、お知らせを行っていきたいと考えているとの報告がありました。

委員からは、トリクロロ酢酸は、法令で基準値を守るとされている水質基準の51項目の中に含まれているが、基準値を超えていることについて水道部局での認識は。また、水道基準を超えたのは、令和元年から5回、10か所ということだが、これが全てか。令和元年から現在に至るまで解消されていないが、どのように対処してきたか。今後どのように対処されるのであるかという問いがあり、51項目の水質基準のうち、一般細菌や大腸菌が検出された場合には、直ちに異常水質と見て給水を緊急停止する必要があるが、トリクロロ酢酸については、直ちに健康に悪影響をもたらすものではない。水質基準を超えたのは、現在残っている水質検査の結果では、この5回が全てである。今までの対処としては、水質が悪化している水源からの受水量を減らして塩素の注入量を調整する。配水管内の浄水が滞留しないように、末端ドレンで排水する。今後については、浄水方法を変更する方法がある。現在行われている方法としては、粒状活性炭による高度処理が有効とされているので、施設更新と併せて検討している。喫緊の対処としては、末端ドレンの排水をタイマー式にし、水温の上昇を抑えるため、浄水過程で天日に当たらない方法を検討しているという答弁がありました。

さらに委員からは、5年間基準値を超えたことについて、公表してこなかったことについての認識はという問いに対して、基準値を超えたときに2回目の検査のみ公表してきたことについては反省するしかない。平成29年4月1日から、最初の水質検査を正式な検査記録とするよう国からの通知があるにもかかわらず、認識不足により、初回ではなく、2回目の検査結果を公表していた。このことについては反省するしかないが、今後は全ての検査結果を公表するという答弁がありました。

別の委員から、トリクロロ酢酸ほか、水質基準値に適合しない数値が出た場合に、組織内での連絡体制や市長に対する報告はどうなっているのかという問いに対し、令和5年6月13日採取の水質検査において、トリクロロ酢酸が基準値を超えたときの再検査の結果のみ市長に報告したが、その前は報告が漏れていたという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、6月13日の再検査のみ市長に報告し、それ以前はしていないということだが、内部統制はどうなっているのか。昨年12月に市長が、水道事業について、県域水道に参加せずに単独経営を選択された。この判断をする際にこの水質の問題は影響しなかったのか。市長は、この問題を聞かされてどのような指示をされたのかという問いに対し、市長からは、正確に申し上げると、今回報告を受けたのは、1度、基準値をオーバーした。再検査の結果、問題ありませんでしたという報告を受けた。これが直近の6月であったと記憶している。ご指摘いただいているので、今後については、監督、指導を強化してまいりたいという答弁がありました。

他の委員から、トリクロロ酢酸が基準値を超えるに当たり、一度専門家に依頼して分析等

をしてもらい解決すべきではないのか。専門家でもない私たちが、決めつけて解決できるのか心配である。このまま何もしなければ、来年の6月から10月にまた基準値を超えるかもしれない。委員会としてしっかり監視することをお願いしたいという意見がございました。

昨年12月に、市長は、水道事業について、県域水道には参加しないで市の単独経営を選択された。チャレンジするという強い思いを持って決断された。市長も知らなかったということだが、県域水道一体化調査特別委員会においても知られることがなかったことは非常に残念である。全てを知った中で私たちは検討したかった。このことについては、市当局として大きな反省をしていただきたい。市長は昨年決断をされたが、今、この問題を聞いた上でどのようにお考えかという問いに対し、市長からは、気持ちは変わっていない。しかし、あのときに情報が入っていなかったことは非常に残念である。昨年にこのことを聞いていたら判断が変わっていたかは分からない。トリクロロ酢酸は除去可能なので、いち早く、そのような装置を準備したいが、その前段に専門家の意見を聞きたい。データがそろい次第、その作業に入りたい。今、問題となっている水質の問題については、技術的に解決できるので問題ないと感じているという答弁がありました。

議長から、市長は報告がないということについて残念だと言ったが、その表現は適切でないと思う。市長は内部で残念な思いをされたと思うが、責任者は市長である。このことを再度認識していただきたい。それによって、我々市民に対して残念なことになったと言っていたのはいいが、今ここで職員に対して残念だという表現はしていただきたいくない。行政に関する責任はトップである市長である。このことは市民の心境に影響される事案であるので、改めて葛城市のトップとして、今後の対策と、これに対しての市民への謝罪をしていただきたいという要望に対し、市長からは、今後厳しく指導してまいりたいと感じているという答弁がありました。

複数の委員から、このことについて、水道事業について単独経営を選択した葛城市にとって重要な問題であるので、特別委員会の設置を要望する意見がありました。

次に、就学前児童の保育と教育に関する事項についてであります。

理事者からは、令和6年度から新たな子育て支援策として、世帯収入や第1子の年齢に関わらず、第2子以降の保育料の無償化の実施に向け準備をしているとの説明がございました。

委員からは、第2子が無償になることで保育所に入園を希望される方が増えると思われるが、現在、0歳児から2歳児の待機児童数はどうなっているのか。また、第2子以降の無償化後の待機児童についてどのように推測しているのかという問いがあり、令和5年12月1日直近の待機児童数は、特定待機を含め、0歳児が22名、1歳児が6名、2歳児が3名、4歳児が1名の合計32名で、うち特定待機が4名であるので、実質的な待機児童は28名である。令和元年10月以降、全国的な3歳児から5歳児の幼児教育・保育の無償化が実施された結果、待機児童数が増えていることも踏まえると、第2子以降の保育料無償化により、保育所等への入所希望者に少なからずも影響を与えると想定している。保育士の確保については、民間の保育園に対して、令和5年度から令和6年度にわたり、一定条件の下、月2万円を補助し、その他処遇改善にも取り組んでいる。令和6年5月には、民間の認定こども園の開園も予定

しており、一定の受け皿は確保できる予定だが、引き続き、待機児童の解消に向け、保育士の確保に取り組んでいく考えであるという答弁がありました。

この答弁を受け、第2子以降の保育料無償化はよいことだと思うが、更に待機児童が増えて、無償になっても入園できないということがないように、しっかりと調査、分析をして、待機児童の解消に努めていただきたいという要望がありました。

次に、市民体育祭の総括に関する事項についてであります。

理事者からは、今年度開催した市民体育祭は、大字対抗競技のほかに、点数に左右されないオープン競技や誰でも参加できる競技、オリンピック選手の重友梨佐さんと一緒に走る競技も取り入れ、参加された方に楽しんでいただく工夫をした。参加者からは、楽しかったという意見があったが、大字対抗競技については、参加大字が18か大字となったことから、競技種目、内容等の見直しが必要であるとの意見をいただいた。このほかにもいただいた意見等があるので、これらを参考にして、より多くの市民に参加していただき、体育祭を楽しんでもらえるよう、今後、体育協会を交えた話合いの場で次年度に向けた検討をしていきたいと考えているとの説明がございました。

委員からは、現在まで、大字対抗するのが市民体育祭であるとしてきたが、市内のアスリートを対象に、市内で1番であるとか、奈良県大会の予選にするなど、個人の大会としての要素があるべきではないのかという問いがあり、競技自体、昭和から流れてきた体育祭と、令和の時代にすべき体育祭とは変わってきていると感じる。今後は、市民皆が集えるものにするために、創意工夫しながら、体育協会と共催であるので、体育協会の理解を得ながら進めるように考えていると答弁がありました。

この答弁を受け、大字の役員が参加者を募って無理やり出ていただくのではなく、市民の皆さんに競技の広報をしていただき、個人的に参加できるシステムを視野に入れた検討を願いたいという要望がございました。

また、このほかにも市民体育祭当日のキッチンカーの出店などの内容についても質疑、答弁がございました。

最後に、学校区に関する事項についてであります。

最初に教育長から、小学校の学校区間で広さや児童数の大きな差があり、また、住宅開発が進んでいく中、校区の見直しは市制以前から長期間行われていなかったため、校区整理の必要性について、令和4年度の1年間をかけ、各小学校に設置している学校運営協議会を中心に協議を行い、小学校全保護者に対するアンケート調査も実施した。その結果、各学校運営協議会では、アンケートの結果を踏まえながら、現段階で早急に校区の見直しの必要はなく、現状のままでよいという意見でおおむね集約された。ただし、学校運営協議会での協議内容やアンケート調査の結果から、自宅から学校までの通学距離の問題や、小学校の児童数の差に関わり、通学する学校を選択できないのかという意見が複数あったことから、保護者の申立てにより、一定の条件を満たせば指定校以外の小学校への就学を認めていきたいと考え、指定校及び区域外就学に係る審査基準について、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が短く、通学に安全上特に問題がない場合、この場合において、当該隣接校で卒業した児童

が、当該小学校の学区の中学校に入学を希望した場合などに指定校の変更を認めるよう見直したが、今回は、選択地域として地区を明示するのではなく、保護者からの申出があった場合に、教育委員会で実際の通学距離や通学路に安全上問題がないかを審査し、特に問題がないようであれば、就学する学校の変更を許可していきたい。実施時期については、来年度就学される児童・生徒から適用し、保護者への周知については、市のホームページに掲載するとともに、保護者宛てに送付する就学通知書に本審査基準を同封するとの説明がございました。

委員からは、現在、大字では通学の支援をしている保護者等がいるが、大字内で指定校が分かれた場合、集団で登校するのに複数の支援者が必要となるが、継続的に可能であると考えているのかという問いがあり、教育長から、まず安全な登下校ができることが大前提であるとする。今、有志の方がボランティアで登下校の見守りをしていただいていることも承知しているので、大事にしていきたいが、今回の指定校の変更、特に区域外就学については、隣接する学校とは限らないため、保護者の希望による指定校の変更に伴う登下校の安全管理については、保護者の責務で行っていただきたいというのが大原則である。ただし、指定校の変更は隣接校に通学する場合なので、近くに行けば部団として集団登下校ができる状況であれば、学校と協議し、集団場所まで保護者が責任を持って送迎していただく上で、部団での安全な登下校をしていただきたいと考えているという答弁がありました。

以上であります。このほかにも各委員から多くの質疑、ご意見が出されておりましたことを付け加えて、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

川村議長 次に、会期中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

1番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、12月15日午前9時30分より開催し、議会改革に関する事項について協議を行っております。初めに、タブレット端末導入などの議会ICT化についてであります。こちらにつきましては、11月15日に開催されました第3回臨時会において、私のほうから、10月27日に行いました先進地視察研修結果についてご報告させていただいたとおり、令和6年度の導入に向けて進めていく上で、タブレット端末などにどのような機能を必要とするのかを協議いたしました。

まず、事務局から、タブレット端末などを導入するために必要な令和6年度当初予算要求額については、全国の自治体で圧倒的に導入事例の多いペーパーレス会議システムであるSideBooksを導入すると仮定しての初期設定や操作研修会などの委託料で年間37万円、そのシステム使用料として月額7万5,000円、そして、タブレット端末及び無線ネットワーク機器の賃借料として、こちらも全国の自治体導入事例の多いA4サイズのタブレット端末、iPadProを導入すると仮定して、議員15台、会議などでの説明用として理事者5台、

予備機を含めて事務局5台の計25台分と、それに係る保護フィルム、ケース、そして設定費用、5年保証などで890万円、無線ネットワークの機器も含めるとおよそ995万円になるため、5年のリース契約で計上し、令和6年度当初予算要求総額はおよそ290万円になるとの説明を受けました。

委員からは、理事者の説明用のタブレット端末5台は同じものが必要なのか。タブレット端末にかかる費用については、最小の経費で最大の効果が出るよう精査し工夫していきたい。また、セルラーモデルだと月額8万円程度増額となるので、まずはWi-Fiモデルで使用し、どうしても不便であれば考えればよいのでは。過去の予算書や決算書など同時に確認する場合の手段が必要である。タブレット端末を導入することで削減できる経費を示した資料を作成したほうが分かりやすいのでは、など様々な意見がありました。今後は、委員会で出たたくさんの意見を参考に仕様を固めていきたいと考えております。

次に、令和5年度議員研修についてであります。こちらにつきましては、講師派遣による議会に関する議員研修会について、今年度は、議員の政策立案能力の向上を目的として、議員が提案する政策条例とはどのようなものか。また、どのようにつくればよいのか。そのプロセスについて勉強することとなりました。

最後に、今後の委員会運営についてであります。

11月の役員改選以降、初めての委員会開催となるので、今後の議会改革特別委員会の運営について委員各位の意見を伺いました。委員からは、議員報酬については、長い間、報酬等審議会に諮っていないので、一度諮ってみてはどうか。議員定数、報酬、政務活動費については、基礎調査報告書も参考にしながら一定の方向性を示したい。市民の皆様の声を聞く市民懇談会は、テーマを決めて開催すべきだ。自治体DXについて議会も何ができるのか考えていかなければいけない。また、会派制度について、会議時間について、議員研修の在り方についてなど数多くの意見があり、正副委員長で取り上げる議題を精査し、今後も引き続き検討していくことといたしました。

以上で本定例会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

川村議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告などは以上であります。

これより日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。日程第1、議第74号から日程第9、議第84号までの9議案を一括議題といたします。本9議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第74号、議第75号、議第76号、議第77号、議第78号、議第79号、議第80号、議第81号、議第84号の9議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第74号、葛城市職員定数条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、定数が変更となる8人の職責はという問いがあり、幼稚園教諭であるという答弁がありました。

また、別の委員から、磐城認定こども園に勤める職員は、保育職、教育職のどちらとして扱われるのか。また、保育職、教育職の間で人事異動がある際、給与支払者が変更したり、人事に関して職員の身分に影響が出ないかという問いがあり、認定こども園に勤める職員は保育教諭となる。給与支払者は、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、全て市長であり、人事に関して、これまでも幼稚園教諭と保育士の間で人事異動の実績があり、職員の身分の扱いは変わることはないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてあります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、令和5年人事院勧告を受けて、令和5年11月24日公布の、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に、特別職の職員に地方議員も含まれているのかという問いがあり、特別職の職員に地方議員は含まれていないという答弁があり、この答弁を受け、特別職の給料と議員報酬については、葛城市特別職報酬等審議会に諮問し改正することが条例で決まっているが、議員の期末手当についての決まりはない。人事院勧告を受けて、一般職及び特別職のボーナスの引上げに準じて議員の期末手当まで引き上げることにについて、あまりふさわしくないと思っているという意見がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、附則第2項には、令和5年12月1日から適用するとあるが、その根拠はという問いがあり、葛城市一般職の職員の給与に関する条例により、期末手当の基準日は6月1日と12月1日に定められている。また、これまでと同様、人事院勧告に基づいて今年度から反映させるためには、12月1日に遡及する必要があったとの答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、職員全体の令和5年4月1日に遡った場合の給料と、令和5年12月1日の期末

手当、勤勉手当のそれぞれの差額分の総額は幾らになり、いつ支給されるのかという問いがあり、改定に伴う影響額のうち、令和5年4月から令和5年12月の9か月分に係る見込額は、全体で2,390万円であり、期末手当、勤勉手当の支給月額引上げに伴う影響額は、全体で1,300万円である。また、支給日は12月28日であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてであります。

一般職の給与改定については、人事院勧告に準じて令和5年4月1日まで遡及しているが、なぜ、会計年度任用職員については遡及せず、令和6年1月1日の改定になるのかという問いがあり、給与改定を令和5年4月1日まで遡及すると、職員本人が想定していない収入が発生することになり、職員の状況によっては、税や社会保険の扶養、あるいは住民税の課税、非課税に関する年収額に影響を及ぼすことが考えられる。また、会計年度任用職員の年収額に影響を与えずになるべく早く増額改定を行うために、令和6年1月1日から施行することが適切であると考えたためであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、少なくとも、フルタイム会計年度任用職員については、遡及して給与改定をしても不利益にならないと思うが、なぜ遡及しないのかという問いがあり、会計年度任用職員については、以前から、増額、減額、いずれの給与改定でも遡及を行っていなかったとの答弁がありました。

質疑終了後に、フルタイム会計年度任用職員について、一般職と同様に、人事院勧告に準じて令和5年4月1日まで遡及して給与を引き上げることについて議員間討議が実施されました。

議員間討議終了後、賛成の討論があり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第81号及び議第84号の2議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

若干の質疑がございましたが、2議案ともに討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、ほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されましたことを付け加え、総務建設常任委員会に付託された議案の審査報告といたします。

川村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第74号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第74号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第75号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第75号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第76号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第76号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第77号について討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、横井議員。

横井議員 2番の横井でございます。

行政の皆さん、私は、議第77号の議員報酬アップについて反対の立場で討論します。

古今東西、お金は幾らあっても重たくないものであります。このことは、人として、人間として当然の摂理でもあることなのでございます。しかしながら、私は、60歳を過ぎて政治家になったのであります。それは、私は、世の中で困っている人、苦しんでいる人の味方になるために政治家を志しましたものでございます。この時期、世間では、諸物価高騰のあおりを受けて、お財布で苦しんでおられる市民の方々がいっぱいおられるのであります。何よりも市民第一、それが私の政治スタンスであります。私の政治家としての清き1票を市民第一主義に投票したいのでございます。今議会において、文字どおり、政治信条を貫く所存で

ございます。以上の理由により、私は、政治家として議第77号に反対討論いたします。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

1 番、西川議員。

西川議員 私は、議第77号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論に参加をします。

本条例案は、国の人事勧告に基づいて、それに準拠して、令和5年の議員の期末手当の支給月数を、現行の1.65月分から1.75月分、0.1月分増するというところでございます。また、令和6年度の6月、12月の議員期末手当の支給月数を、現行の1.65月分から0.05月分を増して1.70月分にそれぞれ増するものでございます。これは国から、民間と公との給与水準を僅少させるということが目的でございます。議員に関しましても、僕らは報酬なんですけど、報酬等審議会というものがございますけども、これについては、期末手当の月分を増するという条例改正でございます。給与に関しましては、報酬に関しましては今、議会改革特別委員会でももちろんやっておりますけども、そちらの報酬等審議会のほうでしっかりとまた議論をしていかなあかんのかなと思います。また、それと、若い議員の成り手不足というところも、やはり考えていかなんところの1つでございますので、こういう国からの条例改正案に関しましては、私は、今、0.1月分に関しましては、それに倣ってやっていくものであると。議員報酬に関しましては、その審議会をきっちり開いてやっていったらいいのではないかとこのところでございます。

その2点、議員の成り手不足の解消にもつながらなあかんし、あとは、国の人事院勧告に基づいてしっかりと条例を改正していく、その2点で私の賛成討論とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

9 番、松林議員。

松林議員 葛城市議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論させていただきます。

長期に及ぶ食料品などの値上げが家計を圧迫する中、重要なのは、所得向上によって物価高を乗り越え、暮らしを守ることにありますが、急激な物価高に賃上げが追いつかず、実質賃金は依然マイナスです。賃上げの流れが国民に広く及ぶまで対策が必要です。公明党は、10月17日、政府が策定する総合経済対策に盛り込む内容を岸田文雄首相に提言しました。そして、国会におきまして、デフレ脱却のための総合経済対策の裏づけとなる2023年度補正予算が、11月29日に成立をしました。国の税収が3年連続で過去最高を更新しており、この税収増を国民に還元する施策が実施されるところであります。この賃上げの流れが国民に広く波及し、実感できるまでは、葛城市議会議員報酬も従来どおりに据え置くべきであると考えます。したがって、議第77号には反対いたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、杉本議員。

杉本議員 5番、日本維新の会の杉本訓規でございます。この議案が出るたびに反対討論を毎回させていただいているんですけども、しばらくお付き合い、お願いします。

本議案は、市議会議員に対して支給される期末手当を引き上げる条例改正でございます。現在の葛城市においては、徹底した行財政改革を求められており、さらに、市民生活においては、三十数年間にわたり、賃金が上がらず、追い打ちをかけるような物価高、そして燃料費の高騰により、市民生活の状況は大変困窮しております。様々な行政課題を解消し、市民生活に寄り添うべきはずの議員が、自らの手でこの時期に期末手当を引き上げることはあってはならないものだと考えております。我々議員の期末手当の金額は、12月期だけでも十分高額でございます。今回の引上げがなくても、十分生活には支障ないと考えております。市民生活を第一に考え、生活状況の把握に努め、まずは市民の可処分所得の向上に向けて、議会として一層努力されることを願います。

そして人事院勧告によれば、民間給与との較差に基づく給与改定とあり、民間企業との比較対象は、企業規模50人以上で、かつ、事業者規模50人以上の県内民間事業とございます。そこと比較しての条例改正だと考えております。奈良県内の民間法人企業約2万4,000社のうち、比較対象企業は約110社でございます。これは過去のデータでございますけれども、あまりにも偏った対象であり、今回の給料の引上げは、地域民間給与のよりの確な反映は考慮されていないと考えております。今の対象企業であっても、葛城市内にこの企業があるかどうか分かりませんが、葛城市内の民間の方々の方が給与が上がったというお声を私は聞いておりません。そういう意味でも、まずは議員の期末手当を上げることに関しては、以上の理由で本議案に対しては反対をいたします。昨年に引き続き、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 議第77号に私も反対の立場から討論をいたします。

本議案は、一般職の給与を引き上げる人事院勧告に準じて、葛城市の市議会議員の議員報酬等のうち、期末手当の引上げを行うものであります。令和4年度、年間3.3月分の議員の期末手当を年間3.4月分、すなわち0.1月分引き上げを内容としております。

反対の理由でありますけれども、議員の期末手当の引上げを議員自らが議決する在り方について疑問を持つからであります。議員報酬及び期末手当については、地方自治法の定めにより、条例で定めなければなりません。議員報酬及び期末手当のうち、議員報酬については、これを条例として議会に提案する場合には、葛城市特別職報酬等審議会条例に基づいて、あらかじめ報酬の額について、葛城市特別職報酬等審議会、以下審議会と言いますが、この審議会に諮問することを求められております。ところが期末手当については、審議会に諮問されることなく、人事院勧告に基づく一般職の期末手当の改定に準じて、議員の期末手当を改定する条例が毎年議会に上程されています。果たしてそれでいいのでしょうか。

具体的に申し上げていきます。令和5年の人事院勧告に基づく一般職の期末・勤勉手当、ボーナスですけれども、4.5か月分で、令和4年度から0.1月分の引上げとなる、そうした議案が後で出てまいりますけれども、0.1月分引き上げることになっております。これに準じて、議員及び市長、教育職など、特別職のボーナスである期末手当は、この0.1月分と同じくして、令和4年度の年間3.3月分のボーナスを令和5年度は年間3.4月分とする、そうした引上げとなるわけであります。私が疑問に思っておりますのは、同じ月数を機械的に当てはめているということであります。引上げ率を比べてみると事が単純でないことが分かります。一般職の期末手当の月数の引上げ率は、4.4月分を4.5月分にするということになりますから、2.27ポイントの引上げとなります。ところが議員及び特別職におきましては、3.3月分を3.4月分に引き上げますから、引上げ率は3ポイントとなるわけであります。つまり、一般職よりも高い引上げ率を適用することになる。それを議員自らがこの中で議決をしていくということに対して私は疑問に思っているわけであります。

葛城市特別職報酬等審議会は、市内の公共的団体などの代表者、その他、住民のうちから、必要の都度、市長が任命した8人以内の委員によって組織されます。市長は、議員報酬の額以外のこうした期末手当についても、特に必要と認める事項について審議会に諮問することができるという条例となっております。私は、議員の期末手当について引き上げるのであれば、その引上げ幅について、機械的に一般職の引上げ幅を当てはめるのではなく、市民の声をしっかり聞いて、葛城市特別職報酬等審議会にかけてから上程すべきだと考えております。

先ほど来ありましたように、私たちの議員報酬につきましては、やはり市民の方々の関心の大きいところでありますので、客観的にこうした審議会でそうした声を反映させていただいて、我々議員の期末手当の引上げが妥当なのかどうか。これをしっかりと検討した上であれば、それに基づいた提案がなされることについては異議はございませんが、そうした過程を経ておらず、議員が自らの報酬を決定する、こうした在り方に大変疑問を持っておりますので、本議案については反対といたします。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、奥本議員。

奥本議員 私、議第77号に関しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今、もろもろ、反対のご討論をいただきました。例えば、引上げ率が一般職員とは違うところですけども、これに関しては、議員のところは根本的に手当がつかないんです。手当がないところでまず報酬という形で定まっている。それから、これは報酬のアップを議論しているのではなくて、期末手当の一部改正を今、論じているわけです。そこに関して言いますと、まず、この元となったのは、人事院勧告として、根本は民間との格差をなくす。民間のほう、物価高騰でその辺の給与改定が行われている。それに合わせて議員報酬のほうも条例改正をすると。要は、基本的には物価高騰への対応なんです。その部分を期末手当で補おうと、そういうのが本来のこの意味なんです。もろもろありましたけども、議員に関しては報酬なんです。給与ではありません。ですから、本来なら、さきがありましたように、

葛城市の報酬等審議会を通すべきなんです。そこを通してここに上がってくればいいんですけど、それが今通ってないというところに関して、私もこれは非常に問題だと思います。本来やっぱりそこで議論するべきです。ただ、報酬等審議会、20年間、葛城市は20年になりますけども、この中で、議員報酬に関しての審議が一切行われておりません。当初に設定された金額よりも下げた形で今に至っております。その中で、本給のところの報酬が全然アップしていない状況で、やはり世間の物価高騰という流れに関しては、この期末手当で対応すべき。だから、今回に関しては、これは、私は、期末手当で上げるということなので賛成いたします。

ただ、今までの議論の中でちょっと話がずれていると思ったのが、これは、手当を上げることが果たして市民第一なのか。市民第一という議論もありましたけど、それはそれで、やはり市民第一というのであれば、本来は、手当もそうですけども、議員の質を高めることに主眼を置かないといけない。これは別に考えないといけない問題。これをごっちゃにすると見誤ってしまいます。民間のほうの、やはり民間を後回しにして先に上げるわけにいかないということですけど、それをいつまで待つかなんです。正直言って、民間にも、一口に言いますが、中小企業、零細企業から大企業まで格差があります。上げたくても上げられないところがあるわけなんです。それを全て待っているということはいかななものか。つまり、全てを待って、上がるのを待つということは、はっきり言って難しいです。どこかでやはりその辺の、ここらでという判断がないと、議員やからという意味ではおかしいと思う。やはり我々も生活という面があって、人事院勧告のほうで、物価高騰に関するところという形でこういうふうに勧告を受けているわけですから、そこに対しては、やはり我々も生活者の一部として、その辺を享受する権利は、権利というのもおかしいですけども、あるのではないかと思います。そういった意味で、私は、議第77号に関しては、本来なら報酬等審議会を通すべきだと思いますけども、今回の議案に関しましては賛成とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

12番、増田議員。

増田議員 議第77号、葛城市議会議員の報酬等に関する条例の一部改正について、昨年に引き続きまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

主な理由といたしましては、昨年と同様でございます。さきの市議会議員選挙において、無投票という結果になりました。市民の皆さんからは、このことに対して非常に厳しいご意見をたくさんいただいております。そういったお声を真摯に受け止めた上での判断ということでございます。しかし、この件に関しましては、先ほど議会改革特別委員長のご報告にもございましたように、今後の議会の在り方として、定数であったり、議員報酬であったり、政務活動費であったり、こういったことに関して、次期改選までにきちっと整理をして、将来、しっかり議員の方が、候補者がたくさん出ていただくような諸条件を、市民の皆さん方のご理解も得ながら決定していただきたい。というのは、将来についての考え方というのはございますけれども、現状の現議員に対してのご意見というものは受け止めるべきであると、こういう判断でございます。

また、現議員が市民の皆さん方から高評価を得られるような議員になれるよう、議員研修もしっかりとやらせていただいておりますし、今後は、議員各位が鋭意努力をして、立派な議会になるようにと、信頼される議会になれるように、また議員になれるように努力することが、市民に対しての報いであるというふうに思います。そういったことをお誓い申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村議員。

吉村議員 私は、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど来、話が出ておりますけれども、議員の報酬につきましては、報酬等審議会もごございますし、そういったところで議論をする。今回は報酬というのではなくて、手当といえますか、それについての話なのでちょっと違いますけれども、期末手当の話なので、そうなんです。ただ、先ほど来、ありましたように、報酬等審議会というのは20年間ずっと開かれていないような状況の中で、今、物価高騰が起こっているというふうなことでございます。市民が私ども議会に一番望まれていることは何か。これは、私は、高い水準の議論だろうと思います。活発な議論が行われると、そういうことを第一に望まれているということであると思います。中には、議員報酬であるとか、期末手当のことについて、そういったこともおっしゃる意見も、私も聞くのは聞きますけれども、それが私は第一義ではないというふうに考えます。また、せんだっての葛城市議会議員選挙で無投票で決まったということがございました。これはやはり葛城市議会自体の、要は、立候補する人が、特に若手や女性などが立候補すれば無投票にならなかったわけなんですけれども、そういった中で、ある一定、魅力のある議会ということを考えていく中に、こういった手当とか報酬とか、そういう部分というものもやはりあるかなと思っております。

特に、今、待ったなしということで、物価高騰というものに対応しなければいけないということで、報酬等審議会は後々開くべきであるという、これは議員全員一致した意見でありますけれども、これを待つというのは、時期的にもまだ時間がかかるということでございますので、今回私は、期末手当を上げるということについては妥当と考えますので、そのような理由から私の賛成討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第77号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第78号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 私は、議第78号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論をいたします。

本条例案は、葛城市特別職の職員である常勤の者、すなわち、市長、副市長、教育長の令和5年度の期末手当を、令和4年度、3.3月分から0.1月分引き上げて3.4か月分とするものであります。市会議員の期末手当同様の月数の引上げとなっておりますけれども、市長、副市長、教育長は、市議会議員とは異なって常勤職であります。また、議員に支払われるのは報酬でありますけれども、市長などに支払われるのは給与であります。ですから、常勤の特別職職員については、一般職の給与改定と同様に人事院勧告に準じることは妥当だとして、これまで私は毎年、この議案には賛成してまいりました。しかし、今回は故あって反対いたします。

反対の理由とは、市長並びに教育長は、職員の任命権者であります。職員の中には会計年度任用職員も勤めております。この会計年度任用職員についての人事院勧告に準じた給与の引上げが、一般職とは差をつけられているという提案が本会議に上程されておりますけれども、こうした会計年度任用職員に対する任命権者の職責を果たしていない。このことが理由であります。会計年度任用職員についても、一般職と同様、人事院勧告による期末手当の引上げを令和5年度から実施する。このことは、国も各地方自治体にそのようにするように通知をし、財政措置を取っているところであります。ところが葛城市におきましては、一般職と差をつけて、一般職は令和5年度からの引上げとなっているにもかかわらず、会計年度任用職員の方々には、令和6年度からの期末手当の引上げとしているわけであります。先ほど来、議員の報酬の引上げのこともありましたが、特別職についても同様の引上げを行う、それは令和5年度からであります。なぜ、一般職、特別職、議員も令和5年度から期末手当を引き上げておきながら、葛城市において多く会計年度任用職員の方は働いておられますけれども、この方々たちの期末手当を1年も遅らせるのでしょうか。これは国も同じようにやれと言っているわけです。それを実施できない。そうしたことになっている。これは、私は、任命権者の責任があると考えます。

私は、後で述べますけれども、なかなか会計年度任用職員については、これを引き上げることが難しかった条件、環境があるとは認識しております。そうであるならば、少なくとも、会計年度任用職員を引き上げられなかったんだから、その責任をとって、特別職についても令和6年度からの引上げにしたらよろしいわけです。こうしたトップの考え方の在り方も含めて、私は、議第78号、特別職の期末手当等の引上げについて反対するものであります。

以上の理由から、本案の反対といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、奥本議員。

奥本議員 私は、議第78号に関しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今、反対意見として会計年度任用職員の話が出ましたけど、これは次の議題であって、まだ何も決まってない状況でそれを今引き出すというのは、議第78号に関しては別の話になりますので、そこを絡めることはおかしいと思います。

まず、賛成の根拠ですけれども、本来なら、市長は、現状、ご自身の給与に関しまして、改革を進める上で、ご自身の身を切って半減されているということで、それはそれでいいんですけれども、ここに関して、これも今回、先ほどと一緒に、期末手当なんです。期末手当、先ほどの理由と同じで、人事院勧告が、やはり物価高騰の影響を勘案して勧告をしている。ですから、ここに関しては、市長であるとか、特別職である、議員であるとか、一般職である、関係なしに、このところはやはり一律に認めるべきかと私は思います。そういった意味から、議第78号に関しましては、期末手当の条例一部改正ということに関しまして賛成という形にさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、杉本議員。

杉本議員 5番、日本維新の会の杉本訓規でございます。議第78号、葛城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論させていただきます。

本議案は、国家公務員の給与改定の方針等に鑑み、本市一般職の職員等の給料月額、勤勉手当の額と、及び特別職の職員の期末手当の額を引き上げる条例改正でございます。公務員の給料は、地方公務員法第24条第2項、職員の給与は、生計費並びに国及びほかの地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとあります。今回の人事院勧告による引上げに対し、先ほども申し上げましたけれども、葛城市内の事業者への実態調査もせず行われる給与、期末手当の引上げは、市民との格差拡大につながることは言うまでもありません。また、現在の市民生活は、物価高や燃料費の高騰により大変困窮しております。本来先頭に立って市民生活を守るはずの方々が、自身のボーナスをこの状況下で引き上げることなど、到底市民の理解は得られるものではないと考えます。賃金の上昇や可処分所得の向上を目指すのは当然でございますが、まずは、市民にその恩恵が享受されることを願い、本議案に対し反対いたします。

以上の理由で反対討論とさせていただきます。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村議員。

吉村議員 私は、葛城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど奥本議員もおっしゃいましたが、市長も今、自らの給料を下げておられると。先ほ

ど言及がありませんでしたが、副市長も下げてもらえます。こういった中で、人事院勧告による引上げ等の話があった中で、やはり物価高騰の折ですので、このタイミングで期末手当を上げるというものについて、私は妥当であるというふうに考えております。また、先ほど、先の議第80号と絡まるんですが、会計年度任用職員のことについて谷原議員が、市長として職責を果たしていないのではないかという議論がございました。これについては明らかに、市長、副市長、理事者側とすれば、私は職責を果たしていると考えます。といいますのも、後の議論ですけれども、会計年度任用職員の遡及の問題につきましては、きちっと、そういった理由があってこの状況というふうになっているわけでありまして、これについては、総務建設常任委員会でもきちんと議論をされたわけでありまして、先の議論のことなので、これ以上、踏み込むことはいたしませんけれども、したがって、私は、今回の条例の一部を改正することについては妥当と考えますので、その立場から賛成をいたします。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第78号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第79号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第79号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第80号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 議第80号について、私は賛成の討論をします。

賛成討論というのは、これは、総務建設常任委員会で、私、修正案を出したいというふう
に申しあげましたので、改めて、ここで、この間のことも含めて、お話をして、賛成の討論
として次につなげていきたいと思っております。

本条例案は、人事院勧告に基づき、葛城市会計年度任用職員の給与の引上げを令和6年1
月1日から施行すること、また、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給すること、こちらは
令和6年4月1日から施行することを内容とするものであります。給与の引上げ及び勤勉手
当の支給という点において、会計年度任用職員の待遇を改善する内容となっております。し
かしながら、施行日が一般職とは差別的な取扱いとなっていることについて改善を求めたい
と委員会でも発言してまいりました。したがって、本来ならば、修正案を提案すべきと
ころでありますけれども、実行可能性を精査したところ、現状では、葛城市においてその環
境条件が整えられていないことが分かりました。しかしながら、一般職と同様に令和5年4
月に遡って給与を改定することを求める通知を総務省は地方自治体に発出しており、財務省
もそのための財政措置を取っているところであり、全国には、一般職と同様、令和5
年4月に遡って給与改定を行う地方自治体があるわけであり、今回の給与改定において
は、葛城市におきましては、まだ条件整備ができてないことから、会計年度任用職員の給与
改定については差別的な取扱いになってしまったわけですから、来年度に向けて、一般職と
同様に人事院勧告に基づく給与改定ができますよう、市長、教育長におかれましては、環境
条件整備を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、先ほどの討論の中にもありましたけれども、その中であって、葛城市は何とか会計
年度任用職員の方の給与改定を改善したいということで、多くの引上げをしない市町村は令
和6年4月1日からの改定になっているところではありますが、葛城市におきましては、年明
けの令和6年1月1日から給与改定を行うという努力をされたということについては、評価
したいと思っておりますので、そういう心を持っておられるということでもありますから、来
年度につきましては、一般職と同様、遡って改定されることを切にお願い申し上げまして、
賛成の討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、奥本議員。

奥本議員 私も賛成の立場で討論になりますけども、今の谷原議員の補足になると思います。1点、
差別的という言葉が出ました。ちょっとここは違うかなと思います。私も当初は、これもほ
かの一般職と同じように、物価高騰の影響の改定をもっと早くやってほしかったわけなん
ですけども、国のほうも、先ほど谷原議員がおっしゃったように、4月に遡及してという話
でしたけども、総務建設常任委員会の中で、理事者のほうの検討段階の中で、遡ってしまうと、
支給対象者の中に、本来の年収に影響を与えて、想定よりも多めに税金を納める、つまり、
収入が減ってしまう方がいると。そこに対しては何としても阻止したい、回避したいとい
うことですので1月1日になった。そういう経緯がありますので、そこは評価すべきだと思
いますので、そういったことも踏まえまして、本来なら、全員が遡ってこれをアップして
いただいて、年収の減少がなければよかったですけど、どうしてもその割合が高いということ

でしたので、こういう形になったということを一応評価いたします。よって、議第80号に關しましては賛成といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林議員。

松林議員 私も、議第80号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

葛城市会計年度任用職員の給与は、4月1日に遡らずに明年1月1日から改定されることに賛成する理由といたしまして、会計年度任用職員は一般職と異なる任期や勤務形態を持つため、給与の改定においても一般職と同じ扱いをするのは不公平であるという考え方があります。一般職の給与改定に準じて会計年度任用職員の給与を改定することは、人事院勧告に基づいており、合理的であると言えます。会計年度任用職員の給与を改定することで彼らの能力や業績を評価し、やりがいや自信を持たせることができます。また、会計年度任用職員の給与改定は、葛城市の魅力や競争力を高め、優秀な人材の採用や定着につながると考えられます。

以上の理由により、議第80号には賛成をいたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第80号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第81号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第81号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第84号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第84号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第73号から日程第14、請願第2号までの5議案を一括議題といたします。本5議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第73号、議第82号、議第83号、請願第1号及び請願第2号の5議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第73号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正でこういったサービスを受けられるのか。また、現行、コンビニのマルチコピー機でマイナンバーカードを利用して取得できる証明書は、住民票の写しと印鑑登録証明書の2種類だけだと思うが、今回の改正でスマートフォンを利用して取得できるようになるのは印鑑登録証明書のみかという問いがありました。

今回使用できるようになったのは、マイナンバーカードのICチップに格納されている電子証明書を使用し、新たにスマートフォン用の電子証明書を搭載するサービスで、マイナンバーカードがなくても、スマートフォンだけで安全、便利に官民の様々なオンラインサービスを楽しむことが可能になるものであり、今は一部のスマートフォンに電子証明書の搭載が可能となっている。その利用に当たっては、本人が申請する必要があり、利用に同意された上で署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力と、マイナンバーカードの読み取りが必要となる。また、住民票の写しについては、もともとコンビニ交付について条例で規定する必要がないため、今回の改正に入っていないが、印鑑登録証明書と同様に住民票の写しの取得が可能であるとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、今回の改正で利用できるようになるサービスの周知の方法はという問いがあり、サービスについては、令和5年12月20日から東京都の一部のコンビニで開始される予定で、その他の地域については、令和6年1月22日以降に順次対応される予定になっているので、その時点で広報やホームページで啓発を行っていききたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、現在、マイナンバーカードで利用できるサービスがあり、今後増えてくるサービスもあると思うので、どこかの時点で利用可能なサービスをまとめて市民に伝えていただきたいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第82号、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の改正の内容や改正に至った経緯はという問いに対し、指定管理者が施設

を管理する場合において、地方自治法第244条の2では、利用料金を収受させることができると定められており、これまでの福祉総合ステーション条例では、第10条で、使用料は指定管理者の収入として収受することを定めることで利用料金として収受するものと解釈していたが、指定管理者制度を利用する他の施設の条文に合わせるとともに、第10条の使用料及び第15条の読替えについての文言整理を行い、その旨を明確に示すために本条例を改正するものである。なお、今回の条例改正で実際に指定管理をしている社会福祉協議会と葛城市の関係で変更が生じるものではない。また、今回の改正の経緯としては、一般質問の中で指定管理者制度の質問があり、使用料と利用料金の関係を説明していたが、その部分を明確にして理解してもらいやすくするために対応させていただいたものであるとの答弁がありました。

また、別の委員からは、他の指定管理施設の使用料、利用料金の表現が適正にされているか確認はしているのかという問いがあり、副市長からは、今後、確認していかないとはいけなないと考えていると答弁がありました。

この答弁を受け、これを機会に他の施設の条例も確認していただきたいとの要望がございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑ございましたが、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願についてであります。

質疑では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助に関しての国の動向はどのようなものか。また、葛城市として補助を行う場合、対象者の予想、他市の事例はどうなっているのかという問いがあり、請願の紹介議員からは、国の動向としては、補助というより、公的な保険制度の中で、医師の判断で必要となったら保険適用してほしいということで議論が進んでいるということを伺っている。他市の事例としては、新潟県の全ての市町村で補助を行っている。補助金の金額としては、1万円や2万円を上限とし、所得制限をつけて出しているというところが多く、医師の診断を基に補聴器が必要であろうという方を対象としているという説明があり、理事者からは、高齢者の方が全て対象になると考えると、65歳以上の人口、約1万500人となる。また、全国の加齢性難聴者の補聴器購入補助の実施率は、令和4年度に調べた時点で6%で、令和5年度現在、奈良県内では12市中2市が補助を行っている。補助を行っている2市は、どちらも購入費用の2分の1を補助するが、上限金額が2万円で、今年度は既に二、三名の申請があったと聞いているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、この補助に関して保険者機能強化推進交付金を財源に充てている市もあったが、本市では使用できないのかという問いがあり、理事者からは、交付金をこの制度で使用すべきかについては、今のところ検討していないとの答弁がございました。

また、複数の委員から、請願項目1の、国に対する補助制度の創設を要望していくことは

やっていくべきだと考えるが、請願項目2の、本市独自の補助制度を創設する件については、対象者数や費用の把握、財源の確保、本市にふさわしい制度の在り方などの検討課題が多く、理事者、議会ともに研究していく必要があるという意見がございました。

反対討論があり、採決の結果、全会一致で不採択とすることに決しました。

最後に、請願第2号、家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願についてであります。

質疑では、紙おむつ支給事業について来年度予算としてはどのようにする予定なのかという問いがあり、理事者からは、来年度予算に関しては現在作成中であり、詳細は話せないが、現在、国は地域支援事業として紙おむつ支給は対象外としつつも、激変緩和措置という形で例外的に対象として認め、事業を行っている。この激変緩和措置は令和6年3月31日で期限が到来し、その後についてどうなるかは何の通知も届いていない状況で、国や県の補助がつくかが不明である。この事業の財源を一般財源で続けていくのか、あるいは通知を待って、どのように変わっていくのかを注視して判断していくのか、見極めている状況であるとの答弁がございました。

また、別の委員からは、市独自の事業として行う場合、貴重な税金を使うことを踏まえ、効果の高い高齢者支援を行う必要があると考えるが、請願を採択するに当たって、その事業の見込みが大きな判断基準となる。要介護3の対象者に対する支援のめどだけでも分からないのかという問いがあり、市長からは、介護サービス費用を抑えていくという国の大きな流れがある中で今回の紙おむつに関する経過措置がある。まだこの流れが続くと思われ、その中で、住みやすいまちづくりのためにどういう予算配分をしていくか考えないといけない。紙おむつ支給の件については、以前から検討するよう指示は出しているが、国からの情報が得られない状態が現実としてある。高齢者の政策も含め、福祉政策の中でどうするかというのは、行政として予算編成の中で考えていきたいという答弁がございました。

また、複数の委員から、市のこれからの動向や国の補助の動向も含めて、もう少し委員会で調査し、その上でしっかりと判断をしていくというのが必要である。少なくとも、令和6年3月の議会では、理事者側から、来年度当初予算も含めて、この件に対する方針が出てくると思うので、それを踏まえた上でしっかりと結論を出すために閉会中の継続審査とすべきであるという意見が出され、協議の結果、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑、数多くの意見、要望が出されましたことを申し添えて、厚生文教常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

川村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議第73号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 議第73号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論します。

本条例案は、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機、いわゆるマルチコピー機から印鑑登録証明書を発行できるようにすること、並びに、マイナポータルアプリでスマートフォン用電子証明書を登録している場合には、スマートフォンを使ってマルチコピー機から印鑑登録証明書が発行できるようにするための条例改正であります。

反対の理由を述べます。1つ目です。個人情報保護において信頼性に欠けているからであります。コンビニのマルチコピー機からマイナンバーカードを使って住民票を発行するサービスにおいて、他人の住民票が発行されるなど個人情報が漏えいする事件が全国で数多く発生したことは周知の事実であります。この印鑑登録証明書の発行においても、既に先行している自治体において、全国で11件、誤って発行された経緯があるということが、5月の国会質疑の中で明らかになっております。

2つ目の理由であります。個人情報保護の観点から重大な問題を持つマイナンバー関連法制度の下で、マイナンバーカードの利用促進を図る条例改正となっているからであります。行政が蓄積した情報を、求めがあれば、匿名情報に加工して民間事業者に提供することが義務づけられているわけですけれども、この匿名加工する過程で情報漏えいが起きないように万全を期す点で、現行法制度は極めて不十分であると考えております。このことについては、令和4年第4回定例会における、葛城市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについての討論の中で私が詳しく述べたところでもありますけれども、個人のプライバシーを守り、データ保護を確実にする規則やルール、監督あるいは監視機関の整備が不十分な中でマイナンバーカードの利用を広げること、そして、その下で個人情報の集積が行われていくことに強く反対いたします。

マイナンバーカードの利用促進のために、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化するということを政府は決めておりますけれども、現在、マイナンバーカードを健康保険証として利用しておられる利用者の方は全体の5%もいない状況となっております。個人情報保護の観点から、国民がマイナンバーカードの利用に大きな不安と不信を持っている。そのことが原因となっていると考えます。行政がやるべきことは、国民のマイナンバーカード利用における個人情報保護について、信頼を回復する取組を行うことではないでしょうか。マイナンバーカードの利用促進を前のめりに進めることではないと考えます。ますます国民から信頼を損ねる結果になるのではないのでしょうか。

以上の理由から議第73号に反対いたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、奥本議員。

奥本議員 私は、議第73号に関しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、マイナンバーの個人番号制度、これは国の施策として、DXの一番中心的な位置づ

けとして進められているものであります。先ほどあったように、個人情報の漏えいが頻発していて信頼性に欠けているということです。これは信頼性に欠けているのではなくて、システム的にはその辺の信頼に足るような機能は構築されております。何が問題かという、運用の問題なんです。要するに、前回使った方がログアウトを正式にしないで、前回の方の情報を引きずっているから見えてしまったという、要するに、これは現場の運用の問題なんです。そこは切り分けて判断しないといけません。だから、システム的には、問題は全然ないとは限りませんが、現状の個人情報漏えいに関しては、正式な、間違った運用さえしなければ、この問題は回避できたと、まず、そのところは切り分ける必要があります。

データ保護に関しての不安も指摘されていましたが、データ保護に関しては、DXの推進の一丁目一番地です。ここに関しては、現状、国産クラウドを使うとかいうことも踏まえて、国はデータ保護に関して最大限の対応を今試みているところです。一応、今、現状もなっているんですけど、その辺も踏まえて、まず、システム的な改修を判断する必要があると思います。今回は、コンビニ端末においてスマートフォンからの申請が可能となることに対する法改正なんです。これを行うことによってどれだけの方が利便性を享受できるか、そこを見ないといけません。不安を持っていらっしゃる方はいると思うんです。それ以上に、これだけマイナンバーカードの申請がある。なおかつ、自治体の業務時間内にいろんな各種申請がしづらい方、お仕事とか、いろんな、入院されている方とかありますけども、そういった方が、全てではありませんけども、コンビニで申請できるんです。そういった意味で、国が進めるDXにのっとった政策であるわけですし、それだけ国民の多くの方が利便性を享受している。その機能が更に加速する、1段階進むということです。これを否定する意味は全然ないと思います。よって、私、議第73号に対しては賛成といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、杉本議員。

杉本議員 私も、議第73号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

ここは葛城市議会なので、国のことをここで出されてもということもあるんですけど、基本的には、DXというものについての考えの一環で私は話させてもらいますけども、こういうデジタル化というのは、中途半端に小出しにしていってもなかなか広がっていかないと僕は思うんです。今の個人情報のお話にしても、システム上の問題なのか、人為的な問題なのかと、いまいはっきりしてないんです。そこを強化する、もともとそれすらできへんようなシステムができてない、ここが1つの問題だと思います。ログアウト云々の話も、その時点で次の人にバトンタッチできること自体が、全然システム上はバツヤと思う。それをずっと改善し続けていくことによって国全体のDX化を進めていこうというお話やと思います。例えば、高速道路のETCとかもそうなる。全部ETCにしたらもっと潤滑化できると思うんです。そういう意味でも、どんどん進めていって、不具合があればしっかりと解決していく。ただ、ここは葛城市議会なので、そういった不具合がないような、注意勧告なり、皆さんがこれからそういうシステムを使うときに、こういったことを市民の皆さんにも注意

してくださいという喚起は、ここでしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で賛成討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第73号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第82号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第82号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第83号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第83号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

日程第13、請願第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号に対する委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

もう一回言います。

委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを、要するに、採択することに賛成の方は賛成、不採択の方は反対でいいんです。よろしいですか。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

反対多数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

日程第14、請願第2号、家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願については、厚生文教常任委員長より閉会中の継続審査の申出が出ております。本件を厚生文教常任委員長からの申出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第2号につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時間は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午後0時09分

再 開 午後1時30分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第15、議第85号から日程第19、議第89号までの5議案を一括議題といたします。本5議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る12月5日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第85号から議第89号までの5議案につきまして、12月14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第85号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてであります。

質疑では、総務費、住民税非課税世帯等生活支援金事業の追加分とあるが、追加する理由とはという問いに対し、住民税非課税世帯等生活支援金事業について、本年7月頃に住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付する生活支援事業を行ったが、国から追加で交付金が交付されることになり、更に7万円を給付し、合計で10万円を給付する事業を行うものとなっ

ており、対象世帯数は前回同様に、家計急変世帯も含めて4,000世帯と見込んでいる。また、給付の方法については、前回、葛城市で3万円を給付した世帯に対し、12月1日時点で前回から世帯構成の変更のない世帯には手続を不要とし、年内に振込をする旨の通知を送る予定である。また、前回から世帯構成に変化があった世帯は、所定の手続をしていただいた後、順次給付するとの答弁がありました。

また、別の委員から、家計急変世帯に対しても給付することができる、葛城市が独自に行っている事業だが、前回の6月1日基準日の3万円給付の際、申請した世帯ほどの程度あったのかという問いがあり、前回給付時の家計急変世帯の実績として6世帯があったとの答弁がございました。

この答弁を受け、やはり情報が届いて申請される世帯があるので、引き続き周知をお願いするという要望がありました。

次に、債務負担行為補正の新庄庁舎の改修事業について、債務負担行為をする理由と事業の詳細について、また、スケジュールはどのように考えているのかという問いに対し、令和4年度実施の庁舎の打診検査結果より、多数の箇所において壁が浮いており、今後何らかのきっかけで剥落するおそれがあるため、庁舎利用者の危険性排除として迅速に改修を行うため債務負担行為補正をしている。工事予定については、議決をいただければ、その後速やかに入札の手続に入り、12月もしくは1月中に一般競争入札の公告を行い、1月から2月中には工事業者と契約をしたいと考えている。工事に係る申請等の手続もあるため、3月頃から工事に着手をし、8月中の竣工を目指したいとの答弁がありました。

この答弁を受け、工事中、市民に不便がかかると思うので、事前に周知し、安全対策もしっかりお願いしたいという要望がありました。

次に、債務負担行為補正の企画政策課所管分の市制20周年記念事業について、債務負担行為とする理由、2,000万円の予算内訳はという問いに対し、債務負担行為とする理由は、4月開催予定のイベントや、映像制作、著名人の出演依頼など早期に実施する必要がある業務について、今年度内に事業者を決定し、スムーズに進めたいためである。また、予算内訳について、市制施行20周年記念式典、記念行事に850万円、イベントのステージ設営、全体運営、子ども用イベント等に850万円、市のPR動画等の映像制作に300万円を予定しており、記念式典、記念行事の850万円のうち、運営、出演者委託料に420万円、記念誌等の印刷物作成に240万円、記念品関係に150万円、のぼり懸垂幕や郵送費に40万円を見込んでいる。また、市制施行20周年記念式典、記念行事と映像作成の業務委託について、一括発注することを検討しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、たくさんのお金を使って、その日は大勢の人が来たが、その後、がらがらになるという状態はいけないと思う。使ったお金が継続的に生きていく使い方をしていただきたいという要望がございました。

また、別の委員から、市制20周年記念事業について、新規の記念事業はこれ以外にもあるのか。全体計画はどのようになっているのかという問いがあり、市長より、現在、新規の大きな事業についての意見はないが、各課において従前から行っているイベントや行政サービ

スに20周年という冠をつけ、サービスを上乘せして拡大するような事業について、財政の許す範囲内で検討しているとの答弁がありました。

次に、民生費、子ども医療補助事業について、乳幼児は窓口負担がないのに対し、小・中・高生は一度窓口で立て替えなければならない。市としてできることはないのかという問いに対し、葛城市のみで現物給付化はなかなか難しく、県下一斉に進める必要がある。しかし、小・中・高生については、来年8月診療分から県下一斉に現物給付しようと話が進んでいるところであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、市民から、費用の立替えについて、おかしいやしんどいなどのお声も聞くので、来年度からは、小・中・高生について現物給付になっていくよう話が進んでいると答弁されたので安心するという意見がございました。

次に、民生費、病児・病後児保育事業負担金について、内容はという問いに対し、就労中の保護者に代わり、体調不良で登園できない子どもを一時的に保育を行う事業であり、現在は大和高田市と香芝市と協定を結び、2か所で病児保育を行っているが、今年は全国的にインフルエンザやプール熱等が過去10年で最多の水準にあり、当初見込んでいた人数よりも大幅に増える見込み、今回90万3,000円の増額をお願いしているとの答弁がございました。

この答弁を受け、葛城市における過去の実績と今後の見込みはという問いがあり、過去の実績については、令和元年度84人、令和2年度16人、令和3年度55人、令和4年度123人であり、令和5年度の見込みは、当初130人を見込んでいたが、今後更に120人ほど増えるのではと見込んでいるとの答弁がございました。

この答弁を受け、このような施設や仕組みがあることについて、保護者にとって非常に安心できることだと思うので、今後もよりよい制度の充実に努めていただきたいという要望がございました。

また、別の委員から、感染症にかかった病児も引き受けているのか。また、各施設の定員人数はという問いがあり、インフルエンザに関しては引き受けているが、新型コロナウイルス感染症は断っている。また、定員については10名から15名であり、前日申込みをした上で当日受診してからの引受けとなるという答弁がありました。

次に、教育費、中学校運営事業で、中学生全学年分の机、デスク天板拡張器具を購入するための予算が計上されているが、天板拡張器具を取り付けても机や椅子の間隔は問題ないのか。また、天板拡張器具はねじで固定するようなものだが、固定ねじが緩んでくる場合なども想定される。その対策はどのように考えているのかという問いに対し、天板拡張器具を教室の全ての机に取り付けても机同士の間隔は問題ないことを中学校に確認している。また、固定ねじの緩みが発生することは想定しており、例えば学期に1回、または月に1回の教師による点検を行うことを考えているという答弁がありました。

また、小学生の分の天板拡張器具が計上されていないのはなぜかという問いに対しまして、教育長からは、中学生はキーボードがあるノート型のパソコンで、教科書もノートも置きながら授業を行っているが、小学校についてはタブレット端末で、おおむねキーボードを使わず、タブレットを置いて手でなぞったり、タッチしたり、また、低学年はタブレットのみを

机の上に出して授業を行うことがよくあるので、天板拡張の必要性を聞いていない状況である。また、現場の教員からは、低学年の子どもたちの机が大きくなり過ぎて、清掃の際などの机を運ぶ作業がしにくくなるといったデメリットもあるということも聞いている。今後、小学校の学習環境の中で拡張してほしいというような要望があれば、考えていきたいという答弁がありました。

次に、教育費、新庄スポーツセンター等管理事業で、いきがい体育館便所改修工事の予算が計上されているが、今の時期に補正する理由はという問いに対し、市政フォーラムで市民の方からトイレを洋式にしてほしいという要望があり、各施設を調べていくとほとんどが洋式になっている中で、いきがい体育館のトイレが洋式になっておらず、高齢の方が使用する機会が多いトイレで段差が15センチほどあることもあり、段差の改修と、車椅子の方でも使いやすい多目的トイレにする必要があるという思いがあり、いろいろな策を考えた結果、今、いきいきセンターが改修工事に入っているということで、それに合わせた工事をしたら安く済むため、今回計上させていただいた。急遽の補正予算となったところは申し訳ないと思っており、今後はしっかりと計画を検討した上で予算計上を図りたいという答弁がございました。

次に、債務負担行為補正の、市制20周年記念事業の都市計画課所管分の内容や目的はという問いに対し、事業内容としては、広く市制20周年を周知し、その機運を高めるために、遠方からでも望むことができる、しあわせの森公園展望広場の北東フェンス沿いにアルファベットでKATSURAGIという9文字のネーミングサインの設置を考えている。また、インスタ映えする、市制20周年を周知できるような立体フォトオブジェをしあわせの森公園展望広場等に設置しようと考えている。立体フォトオブジェのターゲットは若年層のファミリー層や子どもで、しあわせの森公園に来たときに写真を撮っていただき、SNSを通して葛城市を広く広報していただけたらという思いで検討している。このフォトオブジェは、鉄骨で骨組みをつくり、アルミ板を使って人が乗っても大丈夫なようなものと考えている。費用については、ネーミングサインが約200万円、立体フォトオブジェが約240万円を見込んでおり、(仮称)芝桜まつりと併せて周知をしていきたいという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、ネーミングサインは、例えば加守のほうから車で山麓線を走ったとき、正面にきれいな芝桜が見えるときに、ここは葛城市であると分かるような感じに見えるのか。また、見ていただく範囲をどう考えているのかという問いに対し、見え方については、道の駅かつらぎの多目的広場から、南阪奈道路から車で本市に入ってきたときには、はっきりKATSURAGIと見え、竹内の交差点から少し南からも見える人がいると考えている。これは、奈良県の中南和の玄関口としての葛城インターチェンジのことや、市の入り口と言える場所で見えるようなところ、市内、市外、県外の方が見える文字ということを意識しているという答弁がありました。

この答弁を受け、人を寄せつけるものに大きさがあると思う。20周年という意味で、竹内ぐらいからはっきり見えるランドマークのような大きいものを含め、今後もいろいろ検討していただきたいという要望がございました。

最後に、今回の審査において、債務負担行為の部分について時間を要した。通常の歳入歳出の予算と異なり、細かい説明欄がなく、詳細が分かりにくいのが原因の一端にあると思うので、改善願いたい。また、いきがい体育館のトイレ改修については、急遽、補正予算を計上しているものであり、予定されている執行方法についても理解しにくいものがあったということで、こういった場合は事前に議会に説明をいただきたいという要望を理事者側に伝え、副市長から、ご意見を受け止め、事前に説明を行い、ご理解を求めていきたいという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第86号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、歳出の一般被保険者療養給付費8,400万円及び一般被保険者高額療養費2,800円の増額補正の理由はこの問いに対し、一般被保険者療養給付費の当初予算は、一月当たり1億9,100万円を見込んでいたが、上半期一月当たりの平均が1億9,500万円となっている。同じく一般被保険者高額療養費の当初予算は、一月当たり2,900万円で見込んでいたが、上半期一月当たりの平均が3,100万円となっている。令和5年度については、受診件数は減少しているものの、1件当たりの医療費が高額化し、入院の医療費が増加している。いずれも、これから寒い季節を迎えるので、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の再流行等を考え、増額補正したという答弁がございました。

この答弁を受け、本来は早期に受診し治療することにより、受診率が高くても1件当たりの医療費が少ないというのが理想であり、健診も含めて予防が大切だと考えるという意見がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第87号、令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

若干の質疑ございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第89号、令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

これも若干の質疑ございましたが、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、予算特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第15、議第85号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第85号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第85号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第86号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第86号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第86号は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第87号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第87号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第87号は原案のとおり可決されました。
日程第18、議第88号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第88号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第88号は原案のとおり可決されました。日程第19、議第89号議案について討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第89号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第89号は原案のとおり可決されました。次に、日程第20、議第90号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案につき、提案理由の説明を求めます。阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第90号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定期間が令和6年3月31日で満了することに伴い、公募を行い、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、コナミスポーツ・近鉄ファシリティーズグループを指定管理者の候補者として選定いたしましたので、指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議第90号議案につきましては、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第21、議第91号及び日程第22、議第92号の条例の一部改正2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第91号及び議第92号の2議案につきまして、一括して提案理

由を申し上げます。

最初に、議第91号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年1月1日より施行されることに伴い、出産する被保険者に係る所得割及び被保険者均等割額を減額することについて定めるものでございます。施行期日は令和6年1月1日でございます。

次に、議第92号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務、いわゆる広域交付や、オンライン上で行政手続をする際に利用できる戸籍電子証明書を取得するための戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務等が追加されることに伴い、手数料を徴収する事務及び金額を定めるなど所要の改正を行うものでございます。施行期日は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第91号、議第92議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第93号及び日程第24、議第94号の令和5年度補正予算2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第93号及び議第94号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第93号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億11万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴う国民健康保険医療助成費繰出金の追加をお願いするものでございます。

次に、議第94号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入のみの補正でございまして、歳入歳出予算の総額には増減ございません。主な補正内容につきましては、出産する被保険者に係る産前産後保険税の減額に伴う繰入金の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第93号、議第94議案については、本定例会に設置されております予算特別委員会に付託し、審査願います。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡いたします。

休 憩 午後2時01分

再 開 午後7時10分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第90号から議第95号までの5議案を日程に追加いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第90号から追加日程第3、議第92号までの3議案を一括議題といたします。本3議案は、本会議休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 先ほどの本会議において上程され、厚生文教常任委員会に付託されました議第90号、議第91号、議第92号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

初めに、議第90号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてであります。

質疑では、12月議会の当初に議案が出てこないで、最終日の追加議案の提出に至った理由は、また、仮協定書を締結していないのか。していないのであれば、問題ないのかという問いがあり、指定管理者の募集については、10月2日に告示をし、申請書類の提出を11月9日から同月16日まで行った結果、現在の指定管理者であるコナミスポーツ・近鉄ファシリティーズグループの1者のみ提出された。その後の選定委員会において収支計画の詳細な情報が必要であることから、12月1日に2回目の選定委員会を開催し、候補者の決定となった。そのため、12月定例会の当初の議案提出に間に合わなくなり、このたび追加議案をお願いすることになった。

仮協定書については、以前から締結したことはなく、今回も締結していない。葛城市は、指定管理者制度運用に係るガイドラインがないので、仮協定書を結ばなければならないということはないので現状は問題ないが、今後の課題であると認識しているという答弁がありました。

さらに委員からは、収支計画書が資料提出されていないが、どうして審査できるのかという問いがあり、選定委員会では、委員に配付後、回収の扱いになっている。ここでお示しで

きないが、提案された指定管理料について、人件費、光熱水道費、管理費等の高騰で1,242万円の増額が示されており、会員の増加で282万円の増収があることから、差引き960万円の指定管理料の増額が提案されているとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、コロナ禍のときに利用料の値上げを行ったが、コロナの影響がなくなった今後について、利用料金を値下げすることを考えているのかという問いがあり、現在、会員数も増加傾向にあり、回復傾向にあるが、もう少し、現在の料金でいきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、直近の成果配分は幾らかという問いがあり、令和2年度についてはコロナの影響で成果配分はなかったが、令和3年度は838万円、令和4年度では795万円、令和5年度予算では740万円を予定しているとの答弁がありました。

最後に、委員長から、今回の指定管理者に係る議決について、指定するためのルールがないためなのか、議決するための資料提出が不足をしていた。今回だけでなく、最近議決に当たり、資料提出が十分でないので改善をしていただきたいという要望に対して、副市長が、今回を含め、資料の不足についてはおわびする。今後は、他市の状況も確認し、資料の提出の方法について研究するとの答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第92号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が多く出たことを申し添えて、厚生文教常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 1点だけ質問いたします。

委員長報告の中で、資料の不足があったということでありました。その中にお尋ねしますけれども、事業報告として指定管理者はこれまで管理運営費の収支状況、利用料収入の実績、これを葛城市には定期的に報告しておると思うんですけれども、こうした資料の提出等はなかったということによろしいのでしょうか。

先ほどありました、指定管理料が前回より増えますので、その根拠が、できたら過去のこれまでの事業者の実績、今の光熱水費など高騰しておると思いますから、その状況を知る上で、判断する上で私としても必要かなと思っておりますけれども、こうした資料の不足ということをおっしゃいましたけれども、こういうものも、当然、そういうことだというふうに考えていいのでしょうか。

川村議長 14番、藤井本委員長。

藤井本厚生文教常任委員長 今、委員長報告に対する資料の不足と申し上げましたので、そのことについてのご質問であろうかというふうに思います。これを採決するに当たって、過去の収支状況について把握する必要はあろうかと思えます。そんな中で、これについての、過去における収支報告等の提出はなかったわけでございますけれども、先ほど委員長報告の中で成果配分ということについて申し上げております。成果配分というのは、ある一定以上の利益を、企業、指定管理者と、また市とに按分するという、大きな意味でそういう意味でございますので、収支が出ているという確認をとるに至ったところであります。中身についての収支の細かいところ、これについては審査をしておりませんが、これは毎月、規定どおり提出をされておりますので、ご自身で確認をしていただきたいというふうをお願いしたいと思えます。

以上でございます。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第1、議第90号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 私は、議第90号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について、反対の立場から討論いたします。

反対の理由は幾つかありますが、1つ目は、先ほど委員長の報告について質問いたしましたけれども、今回は、指定管理者の指定に当たって指定管理料の大幅な増額を見ております。もちろん、推測としては、光熱水費や人件費の高騰があるということは当然でありますけれども、この1,242万円の増額の根拠、具体的に収支計画書として、具体的にはその数字が出てはこなかったということの報告がありました。それであれば、過去、同一の事業者でありますから、現在の管理状況においてどのような収支報告がなされているか。それを根拠に私は判断できると思ったんですけれども、その資料も出てないということでもありますから、1,242万円の増額、もちろん、先ほどありましたように、利用者の分の増額を見込んで960万円の増額となりますけれども、この根拠を、自信を持って、私は議決するに至らなかったということでもあります。

反対の理由の2つ目でありまして、指定管理者の選定に当たりましては、令和5年10月に指定管理者業務仕様書というものが公表されて、そこで募集をかけるわけであります。つまり、このとおりでやってくださいというものであります。ところが、その仕様書の5ページのところでありますけれども、ここに指定管理施設の使用許可に関する業務の範囲、つまり、この業務の範囲でやってくださいという仕様書であります。そこに、1番目、申し込みの受付業務、2番目に使用許可及び使用料の徴収業務、センター条例に基づき使用料を徴

収することと記載されています。これで公表して募集しているわけですがけれども、気づいたのが私も遅かったわけですがけれども、葛城市体力づくりセンター条例には使用料の項目はありません。使用料も出てまいりません。これは明らかに利用料金なんです。業務内容として使用料を徴収することを求めたら、この使用料については葛城市に納めなければならない。これは地方自治法の規定で明確であります。したがって、これが事実なのかどうなのか。このとおりの仕様書なのか。間違いなのか。こうしたことについても不明でありました。したがって、このような、私は、もうちょっときちっと詰めておけばよかったと個人的には思っておりますけれども、しかし、本来は行政の側で、指定管理者制度についての正確な理解の下で使用料の扱いについても仕様書にきちっと明記すべきであって、これが使用料のまま募集されたということに対しては大変遺憾に思うところであります。今現在の行われている指定管理者の方はよくやっておられると思いますし、引き続き、その事業者が新しく指定管理者になるということで、そういう点では安心はしておりますけれども、私は、行政の在り方、議会に対する説明の在り方、あるいは公募の在り方、このことに対して大きな異議を持っておりますものですから、今回の議案については、以上の理由で反対いたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第90号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第91号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第91号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第91号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議第92号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第92号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、議第93号及び追加日程第5、議第94号の2議案を一括議題といたします。本2議案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 先ほどの本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第93号、議第94号の2議案につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

審査では、議第93号及び議第94号の2議案について、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

若干の質疑ございましたが、2議案とも討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会の報告といたします。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第4、議第93号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第93号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第93号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5、議第94号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第94号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後7時28分

再 開 午後7時31分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告申し上げます。

葛城市の水道水に関する調査特別委員会の設置について、また、議員提出議案として提出された意見書の審議方法について、休憩中に議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、会議の概要について議会運営委員長よりご報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 それでは、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の設置について、また、議員提出議案として提出されました発議第3号の意見書の審議方法などについて、本会議休憩中に急遽、議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

追加議案などの議事日程、審議方法につきましては、この後、日程追加について諮っていただき、日程追加後、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の設置につきましては、追加日程第6として議長発議により審議願います。

次に、議員提出議案として提出されました発議第3号の意見書につきましては、追加日程第7として上程し、提出者からの提案説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

川村議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りいたします。

追加議案などの取扱いについては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付いたしております議事日程第4号の追加2を日程に追加し、審議を行うことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程第4号の追加2を日程に追加し、議会運営委員長の報告のとおり審議することに決定いたしました。

追加日程第6、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

水道事業の将来に関し集中的に審査を行うため、10名の委員をもって構成する葛城市の水道水に関する調査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、10名の委員をもって構成する葛城市の水道水に関する調査特別委員会に付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後7時36分

再 開 午後7時37分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました葛城市の水道水に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に葛城市の水道水に関する調査特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。委員長、杉本訓規議員。同じく副委員長、奥本佳史議員。以上です。

次に、追加日程第7、発議第3号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 ただいま議題となっております発議第3号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会中の12月12日に厚生文教常任委員会が開催され、付託されました加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について審査をいたしました。委員会では不採択となりましたが、審査の中で、補聴器が高額であること、聞こえないということ、認知症になるリスクが高いこと、補聴器の普及率が欧米に比べ日本は非常に低いことが請願書の中に記載されておりました。委員それぞれに補聴器の必要性については理解したものの、葛城市の公的補助制度の創設については、ほかにも優先すべきものがあるかもしれない。必要な費用の確保が国の補助金を利用できるか不明確であることなどにより不採択となったわけですが、もう一つの請願項目である、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要望するという項目については、採択すべきであるとの意見で一致をいたしました。そこで、委員全員の意見を集約し、このたび、意見書として、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を国に求めるものであります。葛城市議会として、本意見書の提出が承認された暁には、理事者側におきましても、国への要望活動を行っていた

だくことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

川村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

去る5日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

これを持ちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出されました意見や要望を真摯に受け止められ、令和5年度事業の執行並びに令和6年度の予算編成に当たられますよう要望し、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月5日に開会されました令和5年第4回葛城市議会定例会が、15日間の全日程を終えさせていただき、本日を持ちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市の更なる発展のため鋭意努力をしまいる覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

川村議長 以上で令和5年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後7時45分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 川村 優子

議 会 副 議 長 杉本 訓規

署 名 議 員 柴田 三乃

署 名 議 員 坂本 剛司